

優良建設工事の表彰について

町の発注に係る建設工事のうち、次の項目に該当する優秀な工事を令和5年度から表彰します。

表彰対象工事

- 1 請負金額が500万円以上の工事であること。
- 2 当該工事を請け負い、施工者が請負契約を誠実に履行し、出来高優秀でかつ、工期内に完成したこと。
- 3 工事成績調書考査総合点が85点以上の優秀な建設工事であること。

施工者が次の項目のいずれかに該当する場合は、表彰の対象になりません。

- 1 共同企業体（JV）が施工したとき。
- 2 工事成績調書の法定厳守等の評定に減点があるとき。
- 3 工事成績調書の考査項目にd又はeがあるとき。
- 4 施工者が利府町の指名停止処分を受け、その指名停止期間が表彰日の1年前の日から表彰日までの間にあるとき。
- 5 その他表彰するに相応しくない事由が施工者にあるとき。

※ 工事成績調書の様式は利府町ホームページの会計課、会計係に登録してあります。